

金融系外国企業・人材に対する  
一時的オフィス提供事業  
【利用案内】



東京都 産業労働局 総務部 国際金融都市推進課

## 目次

1	事業目的	3
2	事業内容	3
3	定義	3
4	利用要件	4
5	支援対象経費	4
6	手続方法	5
7	同意事項	6
8	支給決定の取消し	6
9	その他	7

## 1 事業目的

東京都では、国際金融を取り巻く大きな環境変化に的確に対応し、国際金融都市としての東京の地位を確立していくため、平成 29 年に策定した「国際金融都市・東京」構想の改訂を行い、令和 3 年 11 月、『国際金融都市・東京』構想 2.0」を策定し、世界に冠たる国際金融都市・東京の実現に向けて、金融系外国企業の誘致促進に向けた施策を推進しているところです。

現在、アジア情勢の変動、英国の E U 離脱（Brexit）に伴う欧州金融市場の変化、サステナブルファイナンスへの世界的な関心の高まり、デジタルイゼーションの動きなど、国際金融を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、金融系外国企業においてもビジネス展開を再考する局面にあります。

そこで、このような情勢下、アジアを中心とした外国・地域において、新たに拠点設立を検討している金融系外国企業に対し、東京進出に向けた事前調査（リサーチ）等のための一時滞在を支援するため、「金融系外国企業・人材に対する一時的オフィス提供事業」（以下「本事業」という。）を実施し、東京への進出を後押しします。

## 2 事業内容

本事業は、金融業が集積する都内のビジネス地区における、金融系外国企業・人材のオフィス等の利用に係る負担を軽減するため、予算の範囲内において都が適当と認める範囲内で、都が認定するオフィス事業者（以下「認定オフィス事業者」という。）の提供するオフィス等を利用する場合において、金融系外国企業・人材が支払う賃料等及び初期費用を減免するものです。

## 3 定義

本案内で使用用語の定義は、下記のとおりとします。

### (1) 金融系外国企業

外国法に基づき設立された資産運用業者及び FinTech 企業

### (2) 金融系外国企業・人材

金融系外国企業及びそれに雇用されている又は業務委託を受けている個人

### (3) 資産運用業者

資産運用業、投資助言・代理業、情報収集業務その他資産運用に関連する業務を行う事業者

### (4) FinTech 企業

IT 技術を駆使した革新的な金融サービスを提供する事業者

### (5) 拠点設立

金融系外国企業が行う日本法人の設立又は支店であって、以下のア～エの全ての要件を満たすもの

ア 専ら事業を営むための事業所として使用する施設を確保

イ 商業登記法に基づく法人設立の登記又は外国会社の営業所の登記

ウ 業務に必要な常時雇用する従業員を確保

エ 主たる業務の開始。なお、主たる業務の開始にあたり金融商品取引業等のライセンス登録が必要な場合は、当該ライセンスの登録を行っていること。

### (6) 常時雇用する従業員

以下のアまたはイのいずれかに該当する従業員

ア 期間の定めなく雇用されている者

イ 雇い入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者（一定の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用される者であって、その雇用契約期間が反復更新されて事実上アと同等と認められる者）

(7) 年度

ある年の4月1日から翌年の3月31日までの期間

(8) オフィス等

通常のオフィスのほか、個室型シェアオフィス、コワーキングスペース等、1～3名程度の少人数で執務が可能なスペース

#### 4 利用要件

本事業は、以下の要件を満たす金融系外国企業、及びそれに雇用されている又は業務委託を受けている個人が対象となります。

- ① 利用申請書の提出日現在、原則として国内に法人または支店の登記を有していない（グループ企業を含む）こと。
- ② アジア（外務省の国・地域別ページ(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>)に含まれる国・地域とする）に法人若しくは支店を現に有している、又はアジアにこれらの設立を検討していること。
- ③ 災害・政情不安等の理由から、本事業の利用申請日より1年以内を目途に東京への拠点設立を行う高い意欲を有していること。また、東京に進出した場合、資産運用業者においては有価証券等の運用拠点又は営業販売拠点等、FinTech企業においては研究開発拠点又は営業販売拠点等、東京の経済活性化への貢献度が高いと認められる機能を有する拠点の設置を予定していること。
- ④ 本社所在国において、資産運用業者又はFinTech企業としての業務実績があること。
- ⑤ 法令等に違反する事実がないこと。
- ⑥ 税金の滞納をしていないこと。
- ⑦ 公的機関等との契約における違反がないこと。
- ⑧ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。
- ⑨ 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと。
- ⑩ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- ⑪ 過去の業務その他の事情において、甲が補助にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

#### 5 支援対象経費

(1) 東京都が支援する経費は、オフィス等の利用に係る以下の経費です。

① 賃料等

賃料、サービス料、施設利用料、共益費その他の執務スペースの利用に係る対価として支払うもの。

② 初期費用

入会金、セキュリティカード代、原状回復費その他の入居にあたり支払う必要があり、か

つ金融系外国企業・人材に返還されない費用。

(※退去時に入居者に返還される費用(敷金等)は対象外です。)

(2) 支援額及び支援期間は以下のとおりです(いずれも消費税込)。

① 賃料等

ア又はイのいずれかから選択してください。なお、支給決定日以降は選択を変更できないものとします。

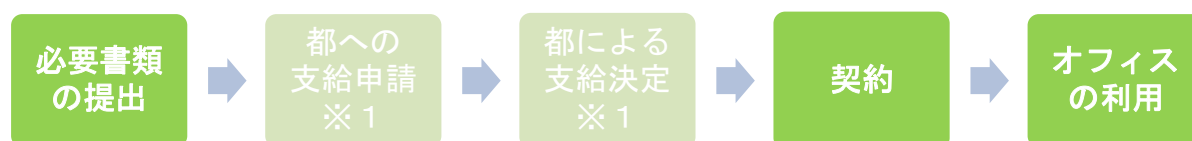
ア 月額最大 30 万円、最大 3 か月までの範囲で実費分を減免します。

イ 月額最大 15 万円、最大 6 か月までの範囲で実費分を減免します。

② 初期費用

契約期間に関わらず最大 20 万円までの範囲で実費分を減免します。

## 6 手続方法



※1 支給申請、支給決定の手続については、都と認定オフィス事業者の間で行います。

### (1) 必要書類の提出

本事業の利用を希望する金融系外国企業・人材は、利用を希望する認定オフィス事業者に以下の書類を提出します。添付書類に日本語又は英語以外で作成されたものがある場合は、日本語又は英語での翻訳を添付してください。

なお、提出した書類は返却しませんのでご了承ください。

- ① 利用申請書、チェックシート(別添様式)
- ② 金融系外国企業の実態を確認できるもの(登記簿謄本、事業概要、決算書類等)
- ③ 入居者の身分を証明できるもの(賃料等の減免期間(以下「減免期間」という。)にわたり有効なパスポート等)
- ④ (契約者が個人の場合)入居者が減免期間にわたり金融系外国企業に雇用又はまたは業務委託されていることを証明できるもの(雇用契約書、委託契約書等)
- ⑤ 金融系外国企業に資産運用業者又は FinTech 企業としての業務実績があることを証明できるもの(資産運用業のライセンス、運用実績、商品・サービスに係るプレスリリース、表彰・受賞歴等)

### (2) 認定オフィス事業者との契約

都による支給決定が下りた後、認定オフィス事業者とオフィス等の利用に関する契約を締結します。契約の際には、認定オフィス事業者の行う審査を受けてください。

都が認定したオフィス事業者が提供する、大手町、丸の内、日本橋、茅場町等の国際金融機能の集積地域に所在するオフィス等が対象となります。認定オフィス事業者及び対象となる物件については、別紙をご覧ください。

なお、契約書には、以下の事項が特約として明記されます。

- ① 入居者が本事業を利用して賃料等及び初期費用の減免を受けている旨及び減免した金額
- ② 減免期間が年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間)をまたぐ場合、翌年度の減免期間に対応する金額は、本事業に係る予算が前年度の末日までに東京都議会で可決さ

れ、かつ、都と認定オフィス事業者との協定書及び詳細協定が更新されることを条件として支給されること（※2）

- ③ 入居者は都が定める調査に協力する義務があること
- ④ その他都の指定する内容

※2 減免期間が年度をまたぐ場合、契約時点では翌年度の減免を保証するものではありません。翌年度の予算が可決され、都と認定オフィス事業者との事業協定が更新されることを条件に、翌年度も引き続き減免が継続されます。

### （3）オフィス等の利用

契約を締結した金融系外国企業・人材は、本事業の趣旨に則りオフィス等を利用してください。目的外の利用をした、利用実績が全くない等、本事業の趣旨に反することが判明した場合、都による支給決定が取り消され、家賃等及び初期費用の減免が受けられなくなりますのでご注意ください。

また、本事業を利用して賃借したオフィス等を第三者に転貸することを禁止します。

## 7 同意事項

本事業を利用して賃料等及び初期費用の減免を受ける場合、以下の項目に同意したものとします。

### （1）個人情報利用

個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切に管理します。業務の履行に必要な範囲に限り使用し、目的外には使用しません。また、都が定める保管期間経過した後、適切に破棄します。

### （2）入居状況調査への協力

本事業の趣旨に則り適切にオフィス等を使用しているか確認するため、都及び認定オフィス事業者による入居状況調査を行います。必要に応じて、身分証明書を携行した都の職員が、利用状況に関する質問を行うことがあります。

### （3）都の事業への協力

都の事業の PR、東京進出企業の事例紹介等のため、インタビューやアンケート等への協力をお願いすることがあります。また、都の HP、SNS、冊子等で公表することがあります。

### （4）支援内容の公表

減免を受けた金融系外国企業・人材は、社名、代表者名、入居した施設の名称、減免額等を公表される場合があります。

## 8 支給決定の取消し

本事業を利用して減免を受けている金融系外国企業・人材が以下の事項に該当する場合、支給決定が取り消されます。この場合、本事業による賃料等及び初期費用の減免は受けられなくなり、当該減免相当額を認定オフィス事業者に対して支払うこととなります。

- ① 本事業の利用要件を満たしていないことが判明した場合。
- ② 偽り、隠匿その他不正な手段により申請を行った場合。
- ③ 法令に違反したとき。
- ④ その他本利用案内に反する事項が判明した場合。

## 9 その他

都が運営するビジネスコンシェルジュ東京及び同香港窓口において、認定オフィス事業者、利用可能なオフィス等の紹介を行っております（直接オフィス事業者に利用申請することも可能です。）認定オフィス事業者、その他事業の詳細等は、都の Web サイトをご覧ください。

【URL】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/gfct/initiatives/nurturing-players/attract-company/office-rent/>

### 【ビジネスコンシェルジュ東京】

〒100-7090  
東京都千代田区丸の内 2-7-2  
JP タワーKITTE 地下1階  
電話 03-6269-9981



### 【ビジネスコンシェルジュ東京・香港窓口】

22/F, Shui On Center, 6-8 Harbor Road, Wan Chai, Hong Kong

メール hongkong(at)bdc-tokyo.org

financial-hongkong(at)bdc-tokyo.org (金融系外国企業向け)

電話 +852-6113-2768

※対応言語：英語、広東語、北京語

※原則オンラインによる相談対応となっています。窓口ご訪問の際は、事前予約が必要です。

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しています。(at) を@に置き換えてご送信ください。